

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 馬場 林

## 1 日 時

平成26年6月27日（金） 午前10時01分から  
午後 1時17分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

馬場林、堤栄三、志村学、御手洗吉生、井上伸史、原田孝司、深津栄一

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、生活環境部長 富高松雄、病院局長 坂田久信  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第78号議案については、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定した。  
継続請願17については、継続審査すべきもの、請願41については、採択すべきものといずれも全会一致をもって、請願42については、採択すべきものと賛成多数をもって決定した。
- (2) だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定について、請願処理結果の報告が行われた。
- (3) 県内所管事務調査に関し、地域包括ケアシステムの構築について及び消費生活相談の現状と課題について、検討を行った。
- (4) 平成25年度大分県病院事業会計決算について、平成26年度策定予定の各種計画について、大分県地域福祉基本計画（仮称）の策定について、おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の策定について、大分県地域防災計画の修正について及び自主防災組織活性化支援センターの開設について、執行部から報告を受けた。

(5) 県外所管事務調査の行程を決定した。閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐	武石誠一郎
政策調査課調査広報班	主査	三重野大

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成26年6月27日（金）10：00～

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 病院局関係 10：00～10：20

### (1) 諸般の報告

①平成25年度大分県病院事業会計決算について

### (2) その他

## 3 福祉保健部関係 10：20～11：10

### (1) 付託案件の審査

継続請願 17 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

請 願 41 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について

### (2) 請願処理結果の報告

請 願 38 だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定について

### (3) 県内所管事務調査結果の検討

①地域包括ケアシステムの構築について

### (4) 諸般の報告

①平成26年度策定予定の各種計画について

②大分県地域福祉基本計画（仮称）の策定について

③おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の策定について

### (5) その他

## 4 生活環境部関係 11：10～12：00

### (1) 付託案件の審査

第 78号議案 工事請負契約の変更について

請 願 42 安倍内閣がすすめる集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について

### (2) 県内所管事務調査結果の検討

①消費生活相談の現状と課題について

### (3) 諸般の報告

①大分県地域防災計画の修正について

②自主防災組織活性化支援センターの開設について

### (4) その他

## 5 協議事項

- (1) 県外所管事務調査について
- (2) 閉会中の継続調査について
- (3) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**馬場委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 1 件、請願 2 件、継続請願 1 件であります。

この際、案件全部を一括議題として、これより病院局関係の審査に入ります。

執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

**坂田病院局長** 初めに一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、先日、5月28日に現地調査をいただきまして、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

いただきましたご意見は真摯に受け止めまして、今後とも県民の信頼に応えられる病院になりますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

馬場委員長さん初め委員の皆様方には、引き続きご指導、ご支援賜りますようお願いいたします。

それでは、本日の説明につきましては、次長が行いますので、よろしく願いいたします。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** それでは、平成25年度の病院事業会計決算についてご報告をいたします。

この決算の認定議案につきましては、次の第3回定例会に提案することになりますが、例年、決算の概要については、この第2回定例会の常任委員会において、ご報告をさせていただいております。

それでは、福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお願いいたします。

まず、平成25年度決算のポイントでございますが、県立病院は平成19年から7年連続の黒字決算となっております。

その黒字額は、下の表をごらんください。

太枠で囲んでありますように平成25年度が一番下の段の当期純利益の欄にありますとおり、4億2,700万円となっております。

上に戻っていただきまして、この決算の要因につきましては、まず収入の面では、入院収益につきましては、患者数が減少したものの、診療単価の上昇によりまして、対前年で3,100万円の増額、外来収益につきましては、患者数、診療単価ともに増加をし、1億6千万円の増額、また、費用の面では、退職者数の減や昨年7月から本年3月までの給与の特例減額の影響等によりまして、給与費が3億5千万円の減額となったことが主な要因でございます。

なお、入院患者数の動向につきましては、年度前半は、放射線の治療機器リニアックの更新に伴う診療制限等によりまして、低迷しておりましたが、病診連携等によりまして年明けからは回復をしております。また、診療単価については、周産期センターの看護体制の整備、看護補助体制の整備などにより、診療報酬の加算によって増加となっております。

今後の動向でございますが、診療報酬改定の中身を精査し、算定可能な項目の確実な取得に努めることはもちろん、消費税の増税の影響や、来年度以降には大規模改修工事を控えることなど、さまざまな要素がございますので、気を緩めず一層の経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

今後とも病院運営を取り巻く厳しい環境の中で生き残っていくためには、患者さんとはもとより職員からも支持され、「良い病院となって良い経営をする」との好循環となるよう実践していきたいと考えております。

続きまして、2ページをごらんください。病院事業の運営状況についてでございます。

今後の運営につきましては、平成23年2月に策定しました第2期の大分県病院事業中期事業計画が本年度までの計画となっておりますので、これまでの取り組み状況や具体的課題などを検証し、次期計画として、平成27年度から30年度までの4年間を対象とします第3期中期事業計画の策定を行ってまいります。

大まかなスケジュールとしましては、9月までに検証作業を行い、経営改善推進委員会の審議等を踏まえて、年度内に策定することとしております。

先日の視察の際にもご説明いたしました但、第2期計画の概要を簡単に記載しておりますが、県民医療の基幹病院として、高度・専門医療、政策医療などの医療機能の充実を図ること、環境整備をキーワードとして、医療サービス、患者サービス、施設整備、人材確保・育成の4点についてさらなる充実・強化に取り組むこと、医療の質と経営の両立を図り、経営基盤をより強固なものにするよう努めることにしております。

次に、一般会計負担金の推移でございますが、下のグラフをごらんください。

地方公営企業法の全適前の平成17年度には、26億円程度いただいておりますが、全適後は病院事業者のもと健全経営に努め、削減をすすめてきており、第2期中期事業計画の中で申し上げますと、平成23年度は17億1,500万円でしたが、平成26年度では14億6,100万円と、約2.5億円の削減を行ってきたところでございます。

今後とも健全経営に努め、過度に一般会計からの繰出金に頼らない運営を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます、よろしくお願ひいたします。

**馬場委員長** 県立病院の病院事業会計決算とそれから病院事業の運営状況についてのご説明がございましたが、これより質疑に入りたいと思います。

質疑があればお願ひいたします。

**井上委員** 先般の委員会で申し上げましたけれども、一般会計の負担金の14億900万円の内訳を、後でいいから明細を知らせて。どういったところに使われておるか知りたいので、よろしくお願ひしたいと思います。後でいいです。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** 事務局のほうには届けています。

**井上委員** 後で見てください。

**馬場委員長** その資料は配付済みですか。

**事務局** 補足させていただきます。提出されておりますので、開会日にお知らせとともに控室のお席のほうにお配りさせていただいております。また、見当たらない場合は私のほうへご連絡をいただければ対応させていただきます。よろしくお願ひします。

**井上委員** 断定的に言うと、負担金、一般会計で出しながら黒字だというのが、一般の人

はわからんらしいんですよ。その説明をしてくれと言うから、私はちょうど病院関係の負担金の資料を持って出していましたから、そういう質問を一般の方から受けたから、後でしますという話をしてもらったから。そういうことで、見てみます。済みません。

**深津委員** 直接、決算との関係はないかもわかりませんが、病院運営で皆さん頑張っている前提で、患者の方々の利用の、やっぱりより利用しやすい、また、安心・安全での病院施設という立場で、先日、売場に民間が入られまして、いろいろな総括も含めてあるかと思うんですが、もし把握されておれば、いい面、悪い面、両方あると思うんですが、改善すべきところ、また、問題があるところは、より改善を図っていただいて、利用者や、また病院内のよりよい環境をつくっていただきたいという思いでお尋ねしたいと思います。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** 先般もご質問がございましたけれども、ローソンが今年度から公募によりまして入ってきております。営業形態を年中無休の24時間で今、開店をいただいておりますので、今のところ職員からも、特に夜勤がございませぬ職員からも好評ですし、患者さんからも不評の意見は聞いておりませぬ。また、患者さんに対して、特別なかつらのサービスとかも今用意をして、また、必要な生活物品についても、リクエストを受けて、ローソンはホスピタルローソンという部門をまた持って、それを強く推していくという、本社からの支援を受けてやっていくという方針もいただいておりますので、いろんなリクエストにも応えてくれるという対応姿勢を示しておりますので、今のところ好評で推移をしております。

**深津委員** ぜひ、利用者の方々の利便性というのがやっぱり優先をして、商品構成という部分は、患者の方々がこういうものを置いてほしいとか、こういうものがあると便利だとか、こういうものがあると安心だとか、いろんなやっぱりニーズとかあると思うんですね。それに十分応えていただいているとは思いますが、そういう患者の方々の声をしっかり受けとめながら、それをより反映できるような体制づくりも十分注意して取り組みをしていただきたいと強くお願いをして、要望にかえます。

**堤副委員長** 前も若干聞いたけど、消費税の関係、この4、5、6月で、多分経営決算をしていると思うんですけども、状況的にはどうですか。当然、5%から8%になっているわけだから、かなり伸びていると思うんですけど、どれぐらいの金額で伸びているかというのはわかりますか、負担がふえている。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** 消費税の決算、最後になるんですけど、年度途中、4、5、6月になるんですけど、純粹に、単月の比較をしていきますと、昨年が4、5、6月は収益自体が悪かったこともありまして、ことしは入院患者の増もあって、単月比較をしますと好調な数字が今出ております。消費税の影響は、影響額としては3%ということで、年額にして例年、通常ベースですと3億円が1億七、八千万円ふえるということの決算になりますけれども、平成26年度の報酬改定の試算の中では、病院の機能等のところが高く評価されて、収益のほう結構望めて、消費税のアップ分もカバーできて、1億円ぐらいのさらなるプラスというところを今、全体的な試算をしているところでございます。3カ月だけのところというのは、今のところは消費税だけの分析というものはできていないという状況であります。

**井上委員** これ見ていると収益で1億3,700万円の収益になっていますけれども、結

局書いていますように、その中に給与が3.5億円減ったから収益が出たんだという話とか、給与費というのは人員の対応によって違いますから。これが本当の収益の対象になるかどうかというのは、動きがあるので、これが本当の確実な頑張ったという――頑張っているのは頑張っていますけれども、私はそういうふうには捉えません。だから、退職者がふえたらまた赤字を出すというのなら困るでしょう。そういった点では、やっぱり医業収益というのが上がって費用も減らしてという中において、その中で中身をやっぱりいろんな面で考えてもらわないと。端的に言われても、それは黒字だなんて言って本当に喜べるのかなというような感じがするので、その辺の中身を検討する必要があるんじゃないですかね。その点どうですか。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** 確かに、昨年度は特例減額という要素と、退職者の減という特別な要素がございました。指標としている中に、人件費の医業収益に対する人件費比率というものを一つの指標としておりまして、25年度は49%という、昨年までが53%というところで、全国で同じ500床規模の率からすると51%が平均的なところで、少し高めというところで、その辺の医業収益を伸ばして人件費率を下げるとというのが目標でございましたけれども、その点では、53%から下げて、平均的なところまで下がってきているという一つの指標ではそういった努力数字がございました。医業収益を伸ばして、なるべく人件費比率を下げていくという目標でございますね。維持はしながら、収益を伸ばして人件費比率を下げていくというのが一つの指標で、テーマとして検討したいと思えます。

**坂田病院局長** 収益と支出、人件費比率のことでありますけれども、よくご存じのように2面性があります、収益に関しましては。医業収益を上げる部分と人件費比率を下げる部分がございます、県の場合は、公的医療の場合は、給与がやや高めに設定されていますので、そこに関しては、もう当たれない状況がございます。それになおかつ医業収益を伸ばすとなれば、非常に可能な範囲とちょっと難しい範囲があって、今、医業収益に関しましては、私が来ました平成18年が年間約100億円でしたので、それに比べて今125億円ぐらいで25億円は伸ばしたわけですがけれども、まだ伸ばす必要があるとは考えております。ただ、基本的な給与がちょっと高めにありますので、そこは非常に難しいところもございます。非常に業績のいい病院におきましては、人件費比率が大体50%を切っております。うちの場合は、さっき言いました大体53%。悪いときは五十四、五%に行くことがありますので、非常に収益を上げないとやっていけない。井上委員がおっしゃるような形にはなかなか進めるのが難しいというふうには考えております。

**井上委員** 私もちっとお邪魔になっておりますけれども、やっぱり外来で1万6,718円というのは、これほど高齢化しちゃってそれを負担するというのも、僕は患者も大変だなと思うですね。これを上げるというのもちょっと、上がるというか赤字も大変だけれども、やっぱりそういうところですかね。やっぱりそれ以上は取れないという感じもあるんじゃないかなと思うんですけどね。結構かかりますね。

**御手洗委員** 7年間黒字経営ということで、努力の成果だろうというふうに思うんですが、以前にも、この委員会に私もおりましたから、以前も赤字がずっと続いてきた経過の中での努力ということなんですが、累計は幾らになっているんですかね。

**宇野県病院局次長兼県立病院事務局長** 25年度決算で、29億円の累積欠損、29億5



千万円の累積欠損。

**御手洗委員** この黒字の分、これどうなんですか。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** そうですね。今年度4億2,700万円の黒字が出ましたので、昨年、その前年が33億円でしたので、その4億円が回収されまして削減できまして29億円ということになります。

**御手洗委員** それで、見通しとしては、いつそこがなくなりますか。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** なかなか難しい。

**御手洗委員** ですから、努力目標とかあるじゃないですか。あと何年でこれを解消するとかあるじゃないですか。

**馬場委員長** その計画ですね。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** そこまでの長期のところは非常に。中期事業計画プラス、また大規模回収の中での資金シミュレーションを今しているところでございますけれども、やはり大規模改修になれば、その点の収益面が何億円黒字を出すかというなかなか難しいところはございます。このように、例年4億円ぐらいのものを出していけば、七、八年でということになるんですけれども、大規模改修の部分での影響というものも多少響いてくるものと思いますので、プラス数年というところが一つのゼロになるところじゃないかなというふうに、ちょっと個人的な試算でしかないんですけど。

**坂田病院局長** 一時ピークが60億円ぐらいまで累積赤字があったと思いますけれども、29億円まで下がったところなんですけど、また退職引当金で40億円積み上げましたので、70億円になっております。また、下げてこないといけないと思っていますけど、少しでも早くゼロに持っていきたいと思いますけど、なかなか先が、道のりは長いとか感じております。

**御手洗委員** こうやって黒字決算をやっていますから、単純計算したら五、六年、もっと努力すれば5年ぐらいなのかなというふうに思うんですが、ただ、大規模改修というのは別個の話であって、今やっておかないといけんことでしょうから、それを別に考えたときに、やはりそこを目指してというところで、さらによろしく願っていたと思います。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** 局長からありましたように、今年度から会計制度が変わりまして、退職引当金等の計上をしなきゃいけないので、26年度の決算が約38億円マイナス、赤字決算、数字上の赤字を出してしまいますので、その分が加わってまいりますので、赤字の解消というのはまだ先になっていくかと思います。そういう会計制度のこともございます。

**羽田野県立病院総務経営課長** 現金そのものが動くものではないので、今、私どものほうで現金を持っているものの中で今後の大規模改修に対応をしていくということになりますから、その部分では現金が減っていきます。今後、順調に黒字を続けていったとしても、昨年度までのように、その黒字部分がきれいに解消に充てられるかという、大規模改修の部分に充てざるを得ないので、累積欠損金の額を落とすというのは非常に厳しい状況になります。ただその中で、できるだけ黒字額をふやしながら大規模改修のほうに回せるように頑張っていくという計画を立てていくということにしております。

**志村委員** 病院の運営や経営に大変ご努力をいただいておりますことは数字にあらわれて

おりますので、大変評価をしたいと思っております。1つ聞きたいのが、未収金の額ですね。これは、今年度はその推移はどうなんだろうということで聞かせてくれますか。

**後藤県立病院医事・相談課長** 昨年8月末の状況でございますけれども、いわゆる個人負担金、約1億7,500万円となっております。1年間で900万円ほどふえております。過年度未収金を1,100万円ほど回収したんですけれども、24年度に新たに1千万円が発生したということになります。1億7,500万円が、この3月末で約1億6千万円となっております。

**志村委員** 数年前でしたか、メディカルソーシャルワーカーを正職員で入れられて、患者さんと病院との関係のかけ橋、あるいは相談員ということなんでしょうか。この問題、県病で取り組むことではあるんですけども、メディカルソーシャルワーカーの役割というのは、比較的これに関与している部分が――私は臼杵なんですけど、臼杵のコスモス病院というところは、非常にここが関与して、あそこは未収金が、年間何十万円単位しかないんですね。そういうことでありますので、そういう機能を取り入れていただいたんですけども、その効果がやや効果不足という感じがするんですけども、実態はどうなんですか。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** メディカルソーシャルワーカーを雇って、まず発生防止策の相談業務についていただいております。それは、そういった努力も事前の防止策ということも図るんですけれども、やはり生活困窮者のちょっと厳しい状況から、例年ふえているという状況でございます。それと、メディカルソーシャルワーカーの業務につきましては、患者のいろんな退院支援のところにもいろいろ業務をやっておりますので、まず最初の受け入れの相談業務と退院のいろんな支援業務をやろうというところなんです。未収金のところにつきましては、いろんな相談に乗ってもらって、発生防止というところで努めておりますけれども、今のところそれを上回る、やはり生活困窮者が多くてプラス材料になっているというところがございます。

**志村委員** 大変な額ですから、ご苦労が多いかと思っておりますけれども、何とか打開策ができるといいなと思っております。お互い研究しながら、やったらいいかと思っております。よろしくお願い申し上げます。

**馬場委員長** ほかに、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別のないようですので、これをもちまして、病院局関係を終わります。

執行部の皆さんご苦労さまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

**馬場委員長** これより、福祉保健部関係の説明に入ります。

まず、付託案件の審査に入ります。

継続請願17「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について、執

行部の説明を求めたいと思います。

**姫野障害福祉課長** それでは、青色の継続請願文書表の1ページをお願いいたします。

「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に係る請願について、ご説明を申し上げます。

この請願の趣旨は、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめました障害者総合福祉法の骨格に関する提言、いわゆる骨格提言を最大限尊重し、反映した障害者総合福祉法の制定をするよう、国に対し、意見書の提出を求めるものであると認識をしております。

国は、この骨格提言につきましては、段階的・計画的な実現を目指すものとして、提言の一部を反映した障害者総合支援法を平成25年4月1日から施行しております。

また、支給のあり方など、さらに検討を要する問題につきましては、法施行後3年をめどに関係者の意見を聞きながら必要な措置を講じると説明しております。

県といたしましては、法の円滑な施行に努めるとともに、国の今後の検討状況を注意深く見守っていくこととしております。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

**堤副委員長** 25年の4月、1年間かけて、ここ3年間で具体的に支給の単価等を含めて見直しをするという話だったんだけど、今現状の国との協議というか、そこはどのような検討は、今どういう形でこの1年間されているんですか。

**姫野障害福祉課長** 国においては、部会等において検討をされておりますけれども、直接、県と国とのやりとり等は今のところございません。

**堤副委員長** 結局部会で検討されてきた結果が、なかなか骨格提言が反映されなかったという一つの問題点がありますよね。それで、それについて3年後に見直しをするという方向性なんだけれども、なかなかその見直しも、本当に個々の請願の方が述べているような方向で見直しをするのかと、非常に危惧があるんだけど、そこら辺のその情報というのは、県としてはつかんでいくんですか、部会の発言の内容だとか、そういうものについては。

**姫野障害福祉課長** 検討状況等につきましては、国が一番細かく出すのは全国の障害福祉主管課長会議等で情報をいただいております。ただ、現時点では、この詳しい中身についてはまだ示されておられませんので、そういった場においては、情報を収集していきたいというふうに考えています。

**堤副委員長** 最後、要望で、そういう情報が入ってきたら委員会の方々に、これについてこういう情報があったということはぜひ伝えてほしいと思います。これ要望にしておきます。お願いします。

**志村委員** これは、継続なら継続の採決が必要でしょ。国のほうの状況もありますから、継続でいいんじゃないですかね。

**馬場委員長** ほかに質疑もないようですので、採決に入りたいと思いますが、今、継続審査という声もございましたので、継続審査について、本請願を継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。さきほどの検討、情報収集等をまたよろしくお願いいたします。

次に請願41「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**姫野障害福祉課長** 緑色になりますけども、請願文書表の1ページをお開きください。

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める請願につきまして、ご説明申し上げます。

現在、県が把握しております聴覚に障がいがある方の人数は、6,112人であり、これらの方にとって手話は、要約筆記とともに大変重要なコミュニケーション手段であります。

このため、県では、聴覚に障がいがある方の意思疎通の円滑化を図るため、通訳者の養成や派遣などの支援事業を実施しているところです。

具体的には、大分県聴覚障害者センターを設置し、このセンターを中心に、手話通訳者や要約筆記者などのコミュニケーション支援を担う人材の養成に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりますが、質疑に入ります。

質疑はございますか。

**志村委員** 大変大事なことだと思いますので、ぜひ賛同していきたいなと僕は思っております。

**堤副委員長** 中身的にはすごくいいと思うんですね、問題は何もないと思うんですけども、その手話言語法をつくることによって、聴覚障がいの方々にとってどういう——言葉は悪いんですけど、メリットというか、そういうのはどういうところを考えればいいですか。

**姫野障害福祉課長** この目指すところは、手話の普及とか手話の理解を進めるところが中心になるかと思えます。それに加えて、具体的に言いますと、手話を獲得するか、手話で学ぶとか、手話を学ぶ、これから手話を使うとか、そういった具体的な内容になるのかなというふうには思うんですけども、そういうことをやることによって、聴覚障がい者の理解とか、それから、やはり日常生活を送る上での送りやすさというのが増進していくのかなというふうに考えています。

**井上委員** 手話採用者の方は何人ぐらいいらっしゃるの。この手話をする人は少ないんじゃないんですか。知事部局なんですけど、手話をする方の関係については問題ないんですか、足りているんですか、今。その辺のところを。

**姫野障害福祉課長** 手話を使う、手話通訳者とか、手話奉仕員、手話ができる方ということでしょうか。

**井上委員** 大分県は何人ぐらいいらっしゃる、全体でどのくらい、全国。

**姫野障害福祉課長** 手話通訳者として派遣をする事業というのがございます。実際に聴覚障がい者と一般の健常者の間でコミュニケーションを図るわけですけども、その派遣に従事する方は、県内で今111名であります。

**井上委員** それで事足りるの。いろんな行事の大きさ、小ささもありましょーうけど。

**姫野障害福祉課長** 手話通訳者のほかに、市町村が養成をします手話奉仕員という方がいらっしゃると思います。これは、この方は手話の通訳まではできなくても、ある程度手話ができる方なんです。先ほどの111人は、県下で111人なんですけれども、やはり各市町村にそれぞれ配置されておりますので、今のところ、不足しているということは聞いておりません。ただ、手話通訳者の養成というのは、県のほうで毎年養成をしておりますので、引き続きそういった通訳者の養成というのはやっていきたいというふうに考えています。

**井上委員** で、これだけのことを決められるということになると、手話の、いわゆる明確なる資格者とかというのがはっきりしていないと、ただ単に委託しているからおりますよというぐらいのことではね。それはせっかくしたいんですけども、そういう人の資格とかそういったものを明確にして、ぴしっと、いわゆる人件費にしてもちゃんと確保されて、ぴしゃっとした人がこれだけおりますからという形の中で。ただ、言語法だけをあれしませすというだけでは、どうも心もとないなというふうに思うので、その辺のところとあわせてやってもらわないと困るような気がするんですけど、言っていることわかりますよね。

**姫野障害福祉課長** 現在の障害者基本法においても、聴覚障がい者とのコミュニケーションを図る人材の養成に努めることというのが、国とか地方公共団体の役割として位置づけられております。ですので、ちょっと手話通訳を行う方の登録といいますか、それを少し細かくなりますけど申し上げますと、国の省令に基づく手話通訳士という方が一番技術的に高いんですけども、それが今、県内で22名おります。いろんなテレビとかで手話通訳なんかを行っている方です。その次に来るのが、先ほど言いました県が養成をして登録をしている手話通訳者が111名、今登録をしております。そして、そのまだ入門編みたいになるんですけども、手話奉仕員が、それぞれの市町村で養成をしておりますので、手話奉仕員から今度手話通訳者、次のステップに上がってくるという方も多くありますので、そういうふうな取り組みは引き続きやっていかないといけないかなというふうに思っています。

**平原福祉保健部長** 法律を通すということについて、これはこれで大事なことだというふうに思いますし、法律が多分目指すであろう言語を使う環境といいますか、皆さんが言語を理解するというので、そういった体制整備を進めていくことも大変大事だと思いますので、そういったことについては、これまで以上にまた努めていかないといけないと思いますし、両者相まって、言語を使う人が手話が使える環境ということを広めていきたいというふうに思います。

**井上委員** その辺、ぴしゃっとしてください。

**馬場委員長** ぜひその条件整備を含めて。ほかに。

**原田委員** これ大事なことなので、賛成する立場としてぜひお聞きしたいんですけど、今、部長はそういうふうに言われましたけど、例えば、この前アイネスで男女共同参画の講演があったとき、やっぱり手話通訳者の方がお見えになっていましたけど、県のするそういった講演会とかには、既に手話の方々の配置というのはされている状況なんですか。

**姫野障害福祉課長** 全てということは把握はしておりませんが、少なくとも、手話を使う、手話でコミュニケーションをとる方が出席される会議とか、そういった研修会と

か、そういったものにつきましては、手話通訳者の派遣をお願いをしております。

**馬場委員長** ほかに、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、ご質疑もないようですので、これより採決に入りたいと思います。

本請願は、採択すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 異議がないので、本請願は、採択すべきものと決定いたします。

ただいま、本委員会の発議をもって、意見書案を提出することに決定をいたしました。

事務局、案を配付してください。

〔事務局、意見書案を配付〕

**馬場委員長** それでは、案を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

**馬場委員長** この案にご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** それでは、7月2日の本会議に提出したいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** それでは、そのようにいたします。

それでは以上で請願審査を終わります。

次に、請願処理結果について、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**姫野障害福祉課長** それでは黄色になりますけども、請願処理結果報告の1ページをお開きください。

だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定についてでございますが、請願の趣旨等を踏まえ、大分県として条例の制定に向け、検討を行っているところでございます。

具体的には、庁内連絡会議を立ち上げ、また、各障がい者関係団体に対し、条例の制定に関するアンケート調査を実施しているところでございます。

今後の進捗につきましては、適宜、本委員会において報告をいたしたいと考えております。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**堤副委員長** アンケートを配付していると言っているんだけど、どんなアンケートを配付しているの。資料ください。

**姫野障害福祉課長** 項目だけ申し上げます。条例の準備をしておりますので、条例に期待すること。それから、日常生活の中で困っている事例、差別禁止の具体的内容として条例に盛り込むべき内容、それから、差別に関する相談窓口や協議の場として必要な体制、そういったものについての意見、考えを聞いております。

**堤副委員長** 資料ください。

**馬場委員長** そのアンケートの資料としてはいただけますか。

**姫野障害福祉課長** わかりました。今アンケート、調査表を提出いたします。

**深津委員** そのアンケートの結果は出ているかな。

**姫野障害福祉課長** 5月末にアンケート調査を始めまして、一部は団体から返ってきておりますけれども、一応、7月末までにといいうふうをお願いしております。ですので、まだ集計自体はできておりません。

**深津委員** 中間報告はできるの。

**馬場委員長** 7月末だそうなので。

**深津委員** 7月末じゃないと最終的には出ないという判断ですか。

**姫野障害福祉課長** 最終的にはそれを待たないとは思いますが、今既に戻ってきているところ。それから、私どもが直接出向いて行って説明したときに聞いた意見を少しご紹介しますと、法律があっても条例をつくる意味があるとか、条例制定を契機に、当事者や家族が社会参加していくようなことを期待するといった、賛成の意見——賛成の意見が多いんですけれども。それから、意見、要望としては、幼少時から福祉教育を行っていくことが大事だとか、民間事業者の取り組み促進を重点的に規定すべきとか、公共交通機関を利用する場合に配慮をもっとしていただきたいとか、そういった意見が今出てきておりますけれども、これはまだ一部ですので、またまとめたいというふうを考えております。

**馬場委員長** アンケートと、それから今まで出た意見をもし添えられれば、資料として現時点でもかまいませんので、お願いできたらと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

**井上委員** これは、私の感じで言うんだけど、こういったものでだれもが安心して暮らせる大分県条例というのは、これは当たり前のことたいね、これ。私から言えば、そういう暮らしを目指しながら一生懸命頑張っているつもりなんだけど、皆さんもね。あえて条例に出したからいうて、それだけの効力というのは、どうも格好ばかりで実現に至るまでの——時期は最初は出るにしても、問題はそこだと思うんだよね。こういった条例って、本当に皆さんと一緒にやれるかどうかというような、思いになるかどうかとは思いますが、格好だけではだめだと思うので、その辺のところをやっぱり十分、注視しながらやっていかにやならんのかな、思いつつもしかし自分ができるのかなというとなかなかちょっと厳しいなというところもございますけれども、いずれにしましても、こういったことは当たり前のことだから、あえて私は条例に——しなきゃいかんのかなと、私の感想はそう思うんですけれども、皆さんはどう思いますか。

**平原福祉保健部長** 国のほうでも障害者差別禁止法ということで、28年4月から施行されるということでありまして、それに先立って、できたら条例のほうを形で意識啓発をしたいというふうに思いますし、確かに、おっしゃるように当たり前のことなんだけれども、その当たり前のことがなかなかできていないという現実も一方であるわけですし、それをどういうふうに対処していくかという意味で差別は禁止するというのと、合理的な配慮をやはり皆さんに求めていくと。合理的な配慮というのはどうということかということについて、やはり広く条例の形等をお示ししながら、そういう先ほどと同じようですけど、環境をつくっていくということは大切なことだと思いますので、その一つのきっかけという意味で、条例をつくっていききたいなというふうに思います。

**井上委員** とにかく、つくったからにはやっぱり頑張るように、頑張らしましょう。

**馬場委員長** ほかに、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、質疑もないので、以上で請願処理結果の報告を終わります。

次に、県内所管事務調査結果の検討に移ります。

執行部より、説明をお願いいたします。

**平原福祉保健部長** ご説明の前に、お礼を申し上げます。

委員の皆様方には、去る5月12日から6月6日までの7日間にわたり、ご多忙のなか調査をいただき、本当にありがとうございました。また、調査の中ではいろんなご提言等をいただき、また、ありがとうございました。お礼を申し上げます。

こうした提言、意見等につきましては、事務を遂行するなかで生かしていきたいというふうに思っております。今後ともご指導いただきたいというふうに思います。

本日は、調査の中で地域包括ケアシステムということで説明してくれないかということでございますので、この場で説明させていただきたいというふうに思います。担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**飯田高齢者福祉課長** 地域包括ケアシステムの構築につきましてご説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

団塊の世代が全て75歳を迎える2025年までを見据えますと、本県におきましても、高齢者が住み慣れた日常生活圏域で、適切な医療・介護サービス等が継続的、包括的に受けられる体制を構築することが急務となっております。

このため、資料の中央左側の医療、それから右側の介護、楕円形で表示しておりますけれども、それからその下にございます介護予防、生活支援、さらには、資料の一番下でございます住まいの5つの分野の施策を充実させることが重要となっております。

まず、医療についてでございますが、在宅医療の推進として、在宅医療連携拠点を中心に、入院から在宅への移行が円滑に行われるための退院支援ルールづくりでありますとか、在宅医療を支える人材の確保、育成等に取り組んでおります。

次に、その右側、介護についてですが、引き続き、介護基盤を強化することとしており、24時間対応型サービス等の整備や自立支援型サービスの普及、介護人材の育成等に取り組んでいるところです。

介護サービスにつきましては、適切なリハビリを受けることで、状態が改善をし、在宅で自立した生活を送ることが可能となる高齢者もいらっしゃいます。こうした高齢者に対しまして、自立支援型サービスを提供していくことが、大変重要となっております。

こうした、自立支援型サービスを提供する事業所の例といたしまして、先日視察されましたデイサービスセンター楽を、資料の右側中ほどに記載をしております。ちょっと文字が小さくて恐縮ですが、楽は、自立支援に向けたリハビリ等を先進的に実践をしている事業所でありまして、県では、こうした自立支援型サービスを全県的に普及するため、今年度より、佐伯市と国東市をモデル市として指定をし、身体機能や生活機能を改善させる通所型サービス事業所の育成に取り組んでおります。

また、資料の中ほどにございます地域ケア会議ですが、多職種協働による個別事例の検討を通じて、自立支援型ケアマネジメントの実現を目指すことを目的としたものですが、



現在、全ての市町村で取り組んでおります。

地域ケア会議につきましては、地域包括ケアシステムを実現する上で重要な役割を担っております。引き続き、参加者の資質向上等、会議の機能強化について支援をしていきたいと考えております。

続いて、下の段の介護予防ですが、高齢者ができるだけ要介護・要支援状態にならないようにするそういった取り組みも重要でございます。

このため、通所型サービス事業所で活用できる生活機能向上のためのマニュアルを作成するとともに、介護予防体操、めじろん元気アップ体操の普及にも取り組むこととしております。

さらに、介護予防の左側の生活支援でございますが、例えば移動手段がない高齢者の移送や買い物支援、引きこもりがちな高齢者のための集いの場づくりなど、利用しやすい生活支援サービスの整備も必要となっております。

このため、今年度、こうした生活支援サービスの立ち上げを行う市町村に対しまして、その経費の一部を助成することとしています。

なお、生活支援と介護予防の下に、また文字が小さくて恐縮ですが、先日視察されました杵築市山香町の笑顔（ほほえみ）の詩（うた）を記載をしていますがけれども、この笑顔の詩は、生活支援や介護予防を行う拠点として、要支援や要介護状態になるおそれのある高齢者の支援に積極的に取り組んでいるところでございます。

今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、これらの取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりますが、これより質疑に入ります。

質疑があればお願いをいたします。

1つ私のほうから。一般質問の中でもかなり出たと思うんですが、認知症の方が、対策とかいうのもかなり触れられましたけれども、このケアシステムの中での認知症の方とのかかわりだとか、もう1つは、さっき安心条例にもありましたけれども、障がいを持っている方がお年をとっていくと、なかなか地域で暮らしにくいという部分もありますが、そういう認知症の方だとか障がいを持っている方がお年寄りになっていく、その部分もこのケアシステムの中でどう位置づけられているのかなという気がするんですけども、その辺は。

**飯田高齢者福祉課長** 認知症高齢者につきましては、高齢化、それから75歳以上人口の増加に伴いまして今後非常にふえてくるということで、当然この認知症の施策につきましても、この地域包括ケアシステムを構築する中できっちりと位置づけをするということが必要になってまいります。

認知症の場合は、特に医療的なケアと、あと介護的なニーズというのをあわせ持つといまishょうか、そういった意味では、やっぱり医療の分野できっちりと、例えば、今現在、私ども大分県では、かかりつけ医をオレンジドクターということで登録をしたりとか、あと、認知症疾患医療センターというものを2次医療圏ごとに整備を進めたいと、そういった医療の機能強化、さらには、病院とか診療所でのオレンジドクターによる早期の発見、そして早期の治療につなげる、そういった早期発見のそろうた対応。

それから、介護につきましては当然、認知症の方で生活上何らかの支障を来すということであれば、介護基盤の強化の中でもちょっと書いてございますけれども、24時間対応型サービスでありますとか、あと、小規模多機能型の居宅介護事業所でありますとか、あと、認知症対応型のグループホーム、そういったサービス事業も介護の基盤の中でじっくりと整備をしていくということを図ってまいりたいというふうに思っております。

また、障がいを持った方が高齢化するということにつきましては、65歳以上の障がい者については基本的には介護保険法の中で積極的なサービスを提供していくということになろうかと思えます。

**井上委員** 老老介護というか、私たち家族2人の場合、一生懸命頑張ってくれたとは思ってとるけど、その辺のところで行き詰まるんじゃないですかね、もうお互いの……。

それと一番問題なのは、ご存じのように結局負担金ですよ。どこか施設に行ったとき、月に二十何万円払うといっても、これ大変だと思うんですよ。しかも、働くあれもないし、そういう施設に入ったら24万円ぐらい、それ以上また払わなきゃいかんとなったら大変だと思うんだけど、一番根本はやっぱり、それだけの負担が安易にできるような状況になればいいというふうに思うんだけど、その辺のところ、どうですかね。

**飯田高齢者福祉課長** 老老介護という問題が非常にクローズアップされているということですが、確かに今、世帯構造も非常に変化しております、独居、ひとり暮らしの後期高齢者世帯でありますとか、高齢夫婦世帯が増加をしていくということになりますと、それまでは簡単にできていたことができなくなる。例えば、重いものが持てなくなったりとか、ちょっと上のほうにある荷物を取れなくなったりとか、そういった生活上の制約といったところも出てまいります。

老老介護も含めましてといいたいでしょうか、そういったお年寄りの地域での生活を支えるという意味では、先ほど申し上げました医療、介護といった制度的なサービスを充実させるということに加えて、生活支援という部分、生活支援サービスを提供していく、例えば、移送でありますとか、買い物する際の支援でありますとか、そういったところについても、地域の中でそういったサービスをそろえられれば、より長くその地域で生活が続けられるのではないかと。そういった意味で、医療、介護、生活支援、またさらには介護予防といった部分を連携して、システムという形であらわしておりますけれども、一体的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**井上委員** 一番根本なのは、やっぱり負担する、そういうのが本当にできるような状況になればいいんだけど、厳しいなという思いを、そういうところはやっぱり皆さん方も目をつけていただいて、実質そういう施設に、簡単にと言っちゃおかしいけど、行けるような状況にするためにはどうしたらいいかというようなことも具体的な数字であらわしたほうがいいんじゃないですか。言葉としてはよくわかりますよ。しかし、現実的には、じゃ、30万円、40万円出して果たして施設に行けるのかなという思いがある。それだけの蓄えをしていたら別だろうけれども、なかなか心の準備もできていないし、その辺の数字もあわせて、もうちょっと考える必要があるんじゃないですかね。言っていることはわかりますけどね。

**御手洗委員** 先般、今報告のとおり、笑顔の詩ですか、ここに行って取り組みを見させていただきました。すばらしい取り組みをしているというふうに思うんですが、ただ、見て

いると1週間に1回なんですよね。ですから、考えてみると、独居の方、あるいは要支援1、2になる前の方々でしょうから、そういう方々に長く元気でいてほしいという取り組みでしょうから、希望によっては複数回利用してもらったほうが、要支援1になる時間が延びるのではないかというふうに思うんですが、制度上は1回とかになつとるんですけど、そこのところは今後どういうふうな形での取り組みをされるんでしょうかね。非常にいい取り組みだと思うんです。1回ではどうなるかなというふうに思うんです。この点の考え方がいかなんでしょうかね。

**飯田高齢者福祉課長** 確かに、笑顔の詩は週1回の利用ということで、これは利用料との兼ね合いもあるというようなことも、たしか当日、市の職員の方からの発言の中にあつたと聞いておりますけれども、基本的にはその市町村の判断ということにもなるんですけれども、当然その市の判断の中で、そういった利用料の負担との兼ね合いということと、やっぱりキャパといいましょうか、利用者と笑顔の詩の受け入れ体制の問題ということもあるかと。そういった結果で週1回という設定をされているのかなというふうに思っておりますが、地域の中で、こういった笑顔の詩のような事業所が市内、地域で広がっていけば、またその選択の幅も広がると思いますし、さらには、例えば、集いの場とか、サロンとか、そういったほかの施設といいましょうか、集められる場所、そういったものも生活支援の一環として今後地域の中で広がっていく、そういったところを少し市町村とも取り組んでいきたいというふうに、ちょっと合わせわざといいましょうか、そういったところで、高齢者が日中過ごせるといった取り組みが、そこは市町村と連携して今後考えていきたいというふうに思っておりますし、また、介護予防という観点からいきますと、予防のための体操とか、そういったところも私も進めていきたいと思っておりますので、そういったところとあわせた中でちょっと考えていきたいというふうに思っております。

**御手洗委員** やはり要支援、介護となる前に、そういう取り組みをしっかりと取り組むことが必要だろうというふうに思うんですが、ただ、要支援になったときではもう既に遅いのではないかなというふうに思いますので、各市町村のそれぞれの考え方というようなことではしょうけれども、やはりそこのところを重点的にすれば、この介護保険利用者が少なくなるんじゃないかと、ふえない状況が続くのではないかなと思うんですけれども、ぜひそういう取り組みを考えていただければありがたいなというふうに思います。

それでもう1点なんです、先ほど老老介護の話が出ましたけれども、もう既に進んで、認知介護なんです。認知症の方が認知症の家族をお世話している。もう悲惨な状況になっている方々が多数家族の中にいるわけですから、先ほど説明の中に、かかりつけ医のオレンジドクターですか、そこのところをもうちょっとアピールして、事前にかかりつけ医に行けば認知症の状況がわかるんですね、あのチェックシートというのか、あれをチェックすれば。可能性としては、どうもおかしいと行って行けば、あのチェックによってわかるチェックの仕方になっているんです。そこから取り組めば認知症は進行しないというふうに聞いているんですけれども、そこのところをもうちょっとアピールして、全員の方に行ってもらえるような取り組みというのが僕は必要ではないかなというふうに思うんですが、いかなんでしょうかね。

**飯田高齢者福祉課長** まず最初に、介護予防の点で1点お答えをさせていただけると思うんですが、今まさに、この地域ケア会議は、今時点では全市町村で取り組みをしていただ

いておりますけれども、この地域ケア会議の中で個別のケース検討会議ということになるわけですが、この会議の中で自立支援型のケアマネジメントというものを、皆さん、この参加するメンバーが共通的に認識をし、そういった中でケアプランを自立支援型に切りかえていくという取り組みをこの地域ケア会議のほうでやっております。実績的にも改善率、例えば、要支援2から要支援1でありますとか、要支援1から自立とか、そういったところにつながっていくケースも出ておりますので、引き続き、介護予防の部分につきまして、この地域ケア会議のまさに定着といいますか、機能強化といいたししょうか、そういったところは引き続き行っていきたいというふうに考えております。

それから、認認介護の関係で、オレンジドクターのお話をいただきましたけれども、今現在、オレンジドクターは307名を登録しておりますけれども、引き続きオレンジドクターの養成、登録について取り組んでいきたいというふうに考えております。

**原田委員** もう時間がありませんから1点だけ。実は都市部に行くと、いきなり介護認定という方が結構いらっしゃるという話を聞いていたんです。つまり、私たちは通常は、要支援1、2からだんだん進んで介護認定となるけど、いきなり介護認定と。つまり、ということかというのと、要支援の段階になかなかわからなかったというか、身寄りがいないとか、地区の中でもひっそりと住まれているというのと、ちょっと誤解があるかもしれんけど、そういう方々を、いわゆるこのシステムでいくと、地域ケア会議に上げるというか、そのためには地区の自治会とか民生委員の方々の地域の目で、あの方という話がないと、そういった仕組みをつくらないと、この仕組みは絶対うまくいかないんじゃないかと思っただんですが、それについてはどういうふうにお考えか、ちょっとお聞かせください。

**飯田高齢者福祉課長** この地域包括ケアシステムにつきましては、日常生活圏域での実現を目指すということで、具体的に申し上げますと、中学校区単位でこうした医療、介護、生活支援、予防、それが一体的に提供される、そういったシステムをつくるということがこのシステムの目標ということになっております。

そういうきめ細かいといいますか、狭い範囲の中で、さらにそういった漏れがないようにどうするかというのは今後の課題かなというふうに思っております。

**馬場委員長** 時間のほうが少し迫っておりますので、進めていきたいと思っております。

〔「はい」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、質疑等もないので、県内所管事務調査結果の検討を終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**平原福祉保健部長** では、私のほうからまず、今年度、福祉保健部において策定を行う主な計画について説明させていただきたいと思っております。

お手元の委員会資料2ページ以降に掲げておりますけれども、今年度は、大分県地域福祉基本計画（仮称）を初め、6つの計画の策定を予定しております。

この後、個別に説明いたします議決をすべき計画であります大分県地域福祉基本計画（仮称）、それとその下にありますおおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の2つの計画以外の4つの計画について、私のほうから説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず、豊の国ゴールドプラン21（第6期）（仮称）であります。

表題の左から2番目の計画の根拠のところにありますとおり、この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体のものとして策定しているものでありまして、平成12年度に策定して以来3年ごとに見直しております。

3番目の欄の計画の概要についてですが、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年を見据えた中長期的な視点に立った施策展開が必要との認識のもと、その下のポイントにある在宅医療、介護連携等の取り組みを本格化させていくことにより、その下の基本理念にある高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりを推進し、地域包括ケアシステム構築を図るものでございます。

次に、大分県障がい福祉計画（第4期）（仮称）についてでございます。

この計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保に係る目標等を定めた具体的な実施計画として策定しているものでありまして、平成19年3月の策定以来3年ごとに見直しております。

障がい者の地域移行の促進や就労支援、地域生活を支援するため、平成29年度末の成果目標を設定するとともに、この成果目標達成のための具体的施策と活動指標を見直すこととしております。

次に4ページに移りまして、まず、大分県ひとり親家庭等自立促進計画（第3次計画）（仮称）でございます。

この計画は、母子及び寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的として策定しているもので、平成17年3月に策定して以来5年ごとに見直しております。

策定に当たりましては、4つの基本的な柱であります子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保支援を中心に、より一層充実したきめ細かな施策を展開する総合的な計画となるよう見直すこととしております。

最後に、大分県子どもの貧困対策計画（仮称）でございます。

この計画は、昨年6月に成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的に新たに策定する計画でございます。

現在、国において、法律に規定された子どもの貧困対策に関する大綱の策定に向けた検討が行われており、県ではこの大綱を踏まえて、計画を策定することとしております。

委員の皆様には、今後、各定例会の常任委員会で随時、進捗状況等をご報告させていただきますので、またよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

**後藤地域福祉推進室長** 大分県地域福祉基本計画（仮称）の策定について、説明申し上げます。

資料の5ページをお開きください。

この計画につきましては、4月の初委員会でご報告させていただきましたが、現在の検討状況について、またご報告をいたします。

資料の左側には、現行計画の概要を記載しております。

基本理念としまして「一人ひとりのよりよい生活をみんなで支える福祉コミュニティの創造」を掲げ、各種の施策に取り組んできたところでございます。

計画期間は平成17年度から26年度までの10年間で、中間年であります21年度に

改定をしております。

なお、現行計画の実施状況を次のページ、6ページに記載しております。

主要施策につきましては、全ての項目で実施され、事業量についてもおおむね順調に増加しており、現行計画は着実に実施されてきたと評価しております。

前のページにお戻りいただきまして、資料の右側には、新たな計画を策定するに当たっての背景となる時代の潮流を記載しております。

社会や県民意識の動向としまして、経済的な困窮者の増加や人口減少社会の到来など、また、中ほどの制度の動向としまして、社会保障制度改革国民会議の報告や生活困窮者自立支援法などの成立などがあり、地域の実情や課題を把握するため、開催してきました地域福祉座談会では、地域で核となる人材の不足など、さまざまな意見をいただいたところでございます。

こうしたことから、地域のつながりの再構築に向けた地域福祉の基本指針が必要と考え、新たな計画づくりを進めているところでございます。

7ページをお開きください。

前回の初委員会におきまして、計画の策定方法やスケジュールにつきましては、ご説明いたしましたので、今回は骨子案の概要について、説明を申し上げます。

まず、計画の名称でございますが、人口減少社会における地域福祉のあり方など、地域の課題に向き合う計画という意味で、現行の県民福祉基本計画を地域福祉基本計画としております。

資料左側中段の第2章計画の基本的事項をごらんください。

1 計画の趣旨ですが、高齢者も障がい者も子供も、誰もが、住んでいる地域において、その意思や気持ちが尊重され、相互に支えあう共生のしくみがある、そういった孤立ゼロ社会の実現を目指して、人口の減少に立ち向かい、地域力を結集し、自助・共助・公助の連動による地域のつながりの再構築に向けた県の取り組みを定める計画としたいと思っております。

2 の計画の目指す地域像では、(1)の基本理念を、「誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることが出来る地域社会の実現」としております。

次の(2)施策の基本的方向では、基本理念を受けまして、孤立ゼロ社会の実現を目指すために、3本の柱を設けております。

柱ごとの内容については、資料の右側に記載しております。

まず、1 地域福祉の推進を担う主体との協働・支援では、地域住民や社会福祉協議会等の関係機関の役割・支援と、地域の特性を踏まえた市町村との協働を項目立てすることとしております。

2 地域福祉を支える人づくりでは、地域福祉の核となる民生委員や社会福祉従事者、ボランティアなどの確保・育成と、その活動の場の充実を項目立てすることとしており、3 地域づくりを支える多様な資源の充実・強化では、県民の共生意識の醸成と行動の喚起、共に支え合う地域力の向上、また公的サービスの充実を項目立てまして、それぞれ自助、共助、公助の取り組みの充実・強化について盛り込むこととしております。

なお、この骨子案につきましては、今後も、常任委員会の皆様方のご意見をいただきながら、具体的な内容について検討してまいります。

説明は、以上でございます。

**山口こども子育て支援課長** 大分県次世代育成支援行動計画おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の策定について、ご説明をいたします。

資料の8ページをごらんください。

4月の初委員会でご報告した後の検討状況についてご報告をいたします。

初めに、現行の新おおいた子ども・子育て応援プランの進捗状況についてですが、資料中ほどにございます評価の欄に記載してありますとおり、（1）の40項目の個別事業ごとの評価と（2）の総合的な計画の効果を図る指標として、14項目の総合的な満足度の評価により行うこととしております。

次の9ページをお開きください。

個別事業ごとの評価として、表の1番左側にありますように、地域における子育ての支援や、子育ても仕事もしやすい環境づくり、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援など、基本施策ごとに、計40項目の数値目標を設定しています。

平成26年3月末時点の実績でございますが、1番目の体験的参加型による人権学習を実施した学校の割合を初めとする、表の右側の進捗欄の矢印が上向いております31項目で、計画策定時の平成21年3月末時点の数値を上回っております。そのうち、太線で囲っている項目、4番目の一時預かり実施保育所など、項目番号を丸で囲った19項目につきましては、既に平成26年度の目標値を達成しています。一方、33番目の朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合など5項目は、平成21年3月末時点の数値を下回っています。

10ページをごらんください。

総合的な評価指標である14項目の状況でございます。

14の指標のうち、指標欄の⑤の25～29歳女性の就業率を初めとする6項目で、計画策定時の平成21年3月末時点の数値を上回っています。なかでも、⑥の6歳未満の子供を持つ男性の家事・育児関連時間は、前回調査では36分で全国最下位であったものが、1時間26分と50分伸びまして、全国順位も7位となっております。

一方、①の希望した時期や時間に保育サービスを利用できると答えた人の割合を初めとする7項目は、平成21年3月末時点の数値を下回っております。

全体の達成率につきましては、一番下に記載をしておりますとおり、平成21年3月末時点の71.6%から平成26年3月末時点では74.7%と3.1ポイントの増となっております。

続きまして11ページをお開きください。

次期計画となります第3期計画についてでございますが、この資料は、4月の初委員会でご説明したものですので、詳しい説明は省略いたしますけれども、ただいまご説明をいたしました現行計画の評価等を踏まえまして、下段の策定のスケジュール欄に記載のとおり、現在、策定作業をワーキンググループで進めているところでございます。

12ページをごらんください。

計画の骨子の案でございますけれども、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会をめざす姿として位置づけまして、その姿をよりイメージしていただきやすいように、新たに5つの具体像を設定しております。具体的には、①地域に支えられながら、

安心して子育てをすることができる、②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる、③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる、④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる、⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができるとしております。

また、子育て満足度日本一の実現を基本目標に、子どもの育ちの支援と子育ての支援の2つを基本姿勢としまして、これまでに引き続き7つの基本施策に取り組みます。

資料一番下の、評価体系につきましては、分かりやすく、また、きめ細かく評価をするため、これまで同様、効果に関するアウトカム指標と個別事業ごとのアウトプット指標を組み合わせたものとしております。

今後は、27年3月の本プランの策定に向け、本委員会を初め、おおい子ども・子育て応援県民会議等のご意見を踏まえながら、具体的な内容について、検討してまいります。

説明は、以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑、特にございましたら。

**堤副委員長** いろいろ計画、27年度からほとんど改定をしていきますよね。さっき指標がいろいろ書いていたんだけど、その指標というのは、改定した冊子に成果達成はどうだとか、そういうのは出てくるんですけど。つまり、第2期計画に基づいて第3期計画となりますよね。第2期計画でこういう問題がちょっと失敗している、こういう問題が成功している、事業所が66で達成している、そういう資料がありましたね。そういう資料というのはどこか出てくるんですかね。県庁の中でまとめて、当然それに基づいて第3期計画というのが通っていくんでしょう。そういうふうなまとめたものというものはあるんですか。それがないと、前の計画がどうであったんだろうかというのが全体的に判断できにくいんですよね。

**山口こども子育て支援課長** 子ども・子育て応援プランについては、まず、おっしゃるように現行の計画がございますので、その計画の進捗がどうだったのか、後期行動計画の評価ということを行うこととしておまして、それについてもきちんと踏まえた上で新規の計画を立てるということになっております。

**堤副委員長** そういう資料はあるということだよ。そういうのは、今度説明するときに我々にも説明をしてくれるということですか。

**山口こども子育て支援課長** 前期計画の評価というのは、今あるというか、これからしていかなければいけないということでありまして、きょうお示しをいたしましたものについても、そういう意味できちんと前期計画の進捗状況がどうであったかということをお示しする意味で、このような形でお示しさせていただいているというところがございます。

**堤副委員長** だから、いっぱいその計画がありましたね、今説明されたね。それは今、山口さん言ったような形で示せるということでもいいんですね。

**平原福祉保健部長** 基本的に計画というのは、前の計画がどうだったかということ踏まえ、今度それを踏まえて、土台にして次の計画をつくりますから、評価ということはやります。その評価を踏まえた計画ですので、どういう評価をしたかということについては、何らかの形でお示しすることはできると思いますので、そういう意味ではその辺の評価を



含めた計画の策定状況について、常任委員会のほうにご報告をさせていただければと思います。

**井上委員** 計画は当然のことながらすばらしい計画だからいいとして、それと、一般質問で出ておりましたように、先般の人口の、いわゆる統計的に2040年は何ぼってかなり減少する状況の中で、じゃ、次期の計画はどうなのかなというふうに、そういったことを踏まえて、そういった分析をして、そういった計画を頭に置いてやった計画ですか。

**平原福祉保健部長** 子ども・子育ての関係で言いますと、幾らにするという今の目標を、出生数を幾らにするとか、合計特殊出生率を幾らにするという目標を掲げた計画ではないんですけども、基本的に、生まれてきた子供たちが健やかに育つ環境、もしくは、その前の段階——結婚ですとか、もしくは就労のこと、40項目の評価指標の中にはそういったことも入っていると思いますけれども、そういったことを含めた計画にして、結果として、そういう人口減少に歯どめがかかるような政策も計画の中では打ち出しますけれども、それが具体的な目標の形ではなかなか打ち出せないのかなというふうには思います。

**井上委員** 私たちは超田舎にいますので、数十年後はもう、今の上津江町だけでも、消滅するぞというふうな感じからすると、このままだと本当に出ていけないといけなくなるというふうに思って、じゃ、おまえ、県会議員で代表に出て今まで何してきたかということにつながるわけ。厳しいですね。ですから、その辺のところを考えると、皆さんが大分県の中央において本当に実態がわかるのかなと。それからまた、日田市にしてもそうですよ。日田市の中心において田舎のことがわかるのかなという思いだけあるんですけども、その辺のところをね、市町村との連携と言われるけれども、本当に市町村との連携はとれていませんよ。だって、首長が違うもん。やっぱり首長同士の思いが一緒でない絶対こういうのは進みませんよ。

そしてまた職員も、県職員から言われたら、県職員が言われたからそのとおり仕方ないと言うし、今度は市から書類を上げると、ああ、市から来たからどうだと、そういうのはまだ残っているんじゃないの。だから、よほど考えて、市町村との連携ということは、私はある程度小さな責任者をしてきたからわかるんだけど、悪いけど、職員同士ももうちょっと会合でも何回でもして十分やらないと、本当の打ち解けたことはできないと思う。だから、こういったものは絵に描いた餅にならないように、市町村の職員との話をもっとやってくださいよ。私は足りないと思う。じゃないと、情報が出ませんよ。やっぱり市町村は地元ですからね。地元の思いと皆さん方の思いが一緒になってやってもらわないと。それは希望ですけども、どうかひとつ、田舎の思いを伝えましたけれども、十分その辺のところは考えてやってください。そうするとよくなりますよ。お願いします。

**平原福祉保健部長** おっしゃるとおりだと思いますし、十分とは言えないにしても、例えば、ゴールドプランですと市町村の計画を積み上げますので、市町村と十分に協議をしながらやっていく。あるいは、子供の計画についても、市町村の計画を支援するという意味で、市町村と十分に協議しながらサービス量を決めていく。さらに、地域福祉計画については、福祉座談会ということで地域の中に入り、何回か皆さん方とお話しさせていただく中で計画の目指すべき姿という形でやっているつもりですので、ご指摘も踏まえ、これまで以上に市町村、地域の方との連携ということ踏まえた計画にしていきたいと思っています。

**馬場委員長** 3つの報告がありましたが、諸般の報告を終わりたいというふうに思いますが、必要がまたあれば、委員会を臨時にでも開催したいというふうに思います。

〔「はい」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかにこの際、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別のないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れでございました。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

**馬場委員長** これより、生活環境部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査に入ります。

第78号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**大友防災対策室長** 議案書の12ページをお開き願います。

第78号議案工事請負契約の変更について説明いたします。

説明は資料のほうでさせていただきたいので、委員会資料の1ページをあわせてごらんください。

まず、本議案に係る工事の概要であります。県庁、県の地方機関、市町村、防災関係機関並びに県の公用車がそれぞれ相互に通信できる移動無線装置の更新と、県庁から県の地方機関や市町村等へ情報を一斉に伝達する指令装置の更新とあわせまして、デジタル化に当たりましてカバー率等の向上を図るということで、真ん中にありますけれども、背平中継局ほか7局を新設するというのが工事の概要になります。

その下の2ページが全体のシステム、ネットワークの系統図になっております。

資料の3ページをお願いいたします。

今回の契約変更は、その大分県防災情報システム更新工事につきまして、平成24年7月5日に日本電気株式会社大分支店と締結しました工事請負契約の金額を変更するものであります。

理由ですけれども、7変更理由にありますように、佐伯市蒲江の背平中継局の建設におきまして、この工事とは別に契約を発注しておりました中継局の建築工事、これが、昨年8月と11月、ちょっとそこの2の再度崩落のところで、26年と書いてますけど、25年の誤りですので、訂正をお願いします。2度発生した進入路ののり面崩落によって局舎の建設工事が中断いたしました。

それに伴いまして、本議案の工事であります無線装置等の設置についても中断せざるを得なくなったということでもあります。場所は2ページに戻っていただいて、右下のところに赤い線で囲んでおりますけどその1番右下、背平中継局とあるところ、ここの中継局の進入路で崩落が起きました。そのため、進入路を確保するためにことし2月に仮設の防護柵を設置し、局舎の建築工事を再開いたしました。しかしながら、無線装置等の設置にはなお相当の期間を要するということから、第1回定例会において、完成日を当初の平成26年3月14日から平成26年7月31日に延長するという変更の承認をいただいたと

ころであります。

工期の延長に伴いまして、無線装置等を保管するための倉庫代あるいは電波法に基づく総務省の完了検査のための登録点検等新たな経費が必要になりますので、6契約変更事項にありますとおり、工事請負金額を12億2,850万円から12億4,629万8,400円への変更をお願いするものであります。

説明は以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

**堤副委員長** 今、崩落したところは撤去して済んだけど、再々崩落というのは大丈夫かな。

**大友防災対策室長** 林道になっておりまして、そのところは、先ほどありましたように8月のときに崩落して、土砂だけけたんですけれども、それではやっぱり落ちたので、防護柵をつくって頑丈な形に経費をかけてしっかりやっております。

**馬場委員長** ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、ご質疑もないようですので、これより採決に入ります。

本案は、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願42安倍内閣がすすめる集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出についてですが、総務企画委員会に合い議をしております。

総務企画委員会は、午後開催されますので、採決は午後になることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**池永防災危機管理課長** それでは、請願42安倍内閣がすすめる集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出についての請願について、説明いたします。

お手元の緑色の請願文書表2ページをごらんください。

請願にあります集団的自衛権の行使に関する議論については、防衛政策の根幹及び憲法解釈に深く関わるものであると考えています。

その論議については、国の専管事項であり、県執行部としては、具体的に言及する立場にはないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑に入ります。

**原田委員** 中身の問題じゃなくて、ちょっとお聞きしたいことがあるんですけど、昨年、第3回定例会においても同趣旨の請願が出されて、この委員会で検討したわけです。今回もそうだろうと思って、この様子でいくとそうだろうと思っていたら、きのうの委員会の付託のときに、多分そういったことで承認したんだと思うんですけど、今回また別の委員会でも合い議というふうになった経過について、ちょっとお聞かせ願えたらというふうに思います。

**馬場委員長** 事務局のほうでわかりますか。

**事務局** 執行部の所管としては、通常の業務は生活環境でございますので、生活環境委員会でやるということで、まず決まりました。

それともう1つは、総務企画委員会も所管事務として幅広く持つておるところでございます。また、あれから半年以上経過しております。現下を鑑みまして、そちらのご意見も合議の形でいただくということで、昨日、議場での発言をいただいたところでございます。

**原田委員** わかりました。そうすると、いろいろな判断の中でそういうふうにしたということですね。

**馬場委員長** 議長の判断ということで。

**原田委員** 議長というか、私たちもちろん承認しておりますので。

**事務局** 議会ということでございます。

**堤副委員長** さっきの池永さんの説明の中で、国の専管事項という話をしていたんだけど、考えてみれば県民の安全の問題に非常に深くかかわる問題ですよ。当然、大分県内には陸上自衛隊もあれば、海上自衛隊の基地もあるわけですね。そういう点では、この集団的自衛権の行使について、県としての危機的な意識というのは僕は持つ必要があると思うんです。そういうのが全く抜きにして、県としては関知できないという立場というのは、ちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、部長、どうでしょうか。

**富高生活環境部長** 確かに委員おっしゃいますように、本県には日出生台演習場ございますが、集団的自衛権といいますのは、まさに今、国会においてもさまざまなご議論がなされておるところでございますし、非常に現下の客観的情勢等々踏まえて国において議論がこれまでも積み重ねてこられておりますし、そういったいろんな経緯もありますし、そういった中で私ども地方公共団体として、この発言に対して具体的な意見等、研究するという事は、それは国会の議論の中で推移を見守るべき事柄ではないかと考えておりました。先ほど防災危機管理課長が申し上げたような次第でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

**堤副委員長** まあ理解はしていないけど、そういう意味からもね、結局、本当にこの集団的自衛権の行使という問題は幅広く、憲法の問題そのものにかかわってくるわけですね。我々が今、平和的に暮らしている、そういうことについての問題提起の請願でもあるわけですから、そういう観点から、ぜひ県としても、これはやっぱり研究すべきだろうというふうに思いますし、この問題は県民の安全・安心のためにも本当重要な課題だというふうに思いますので、ぜひ県としてもそこら辺はしっかりと臨んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

**志村委員** この請願を見ますと安倍政権ということを書いておりますので、これは私どもの党の総理、総裁でありますので、そこを批判するという、特定のことを書くことはいかなるものかなというふうに思っております。

さらに、先ほど言いました県が当然ということじゃなくて、これこそ議会の役割だと。議会の役割でありますから、地方議会から国へ要請するなりということが正しいことであって、県がそれを考えて判断しなさいというのは、これはちょっと越権行為でもあるし、

無理なことであると思っておりますので、私はそうじゃないと思っております。議会がしっかりと採決をしながら国に通していくという、ここを間違えないようにしないとイケないと思っております。

ですから、今回はやっぱり採決して意思を表示すべきだというふうに思います。

**堤副委員長** 僕は県の問題も非常にかかわりがあると。だけど、県としてそれを国に言いなさいという趣旨じゃないわけですよ。つまり、関知できないという問題ではちょっとだめではないですかと。つまり、県民の暮らしの問題にも非常にかかわってくる問題だから、だから、そういう点では中身も検討していくべきだと、学習もしていくべきだというふうな立場。当然この請願については、我々議会がどうするかというのを決めるわけですから、執行部の説明を受けるだけの話ですから、そういう立場で我々が話し、また、安倍首相が突如として、自分が第1次内閣のときに憲法改定を真正面から打ち出している。それができないというふうなことで、今回、やり方として解釈改憲という、こんなとんでもないやり方で安倍首相が提案しているわけですから、これについては我々はやっぱり反対すべきだし、憲法も変えないで、解釈で自衛隊が戦争できるようにしてしまうという、とんでもない内容ですから、我々はそこを批判しているわけだし、また、この7つの団体の方々もそういう立場でこの請願を提出しているわけですから、この団体の構成員にすれば、やっぱり数万の構成員の方がおられるわけですから、そういう点でこの請願はぜひ委員会としても採択をするべきだというふうに私は思います。これはもう当然、意見です。

**井上委員** 私の勉強不足、知事の考えとしてはどうだったですかね、何か話したですかね。私はあんまり聞いていないんですけど、知事の思いとしてはどうなんですか、これに対する知事の思い。

**堤副委員長** いやいや、記者会見があるから。記者発表。

**井上委員** いや、何でも執行部が出すときにはどんどん出しながら、どうですかという話の中で行く場合もあるのに今回の場合、全部国任せで、本当に反対者が黙っちゃるけんおかしいなと思って。それは議員の個人の考えはありますよ、私と党の考え。それはそれ、別としてね、県として、知事としてどう考えているのかなと、どうだったかなと、私ちょっと勉強不足でわからないんですけども、知事は何て言いよったかね、このことについて。これは議題から外れて申しわけないけど。

**富高生活環境部長** 知事ご自身のお考えというのは、深く私自身聞いたわけじゃございませんけれども、基本的には先ほど私どもが申しあげましたようなことで、記者会見では3週間ほど前でしょうか、ご発言をなされていると思います。

**井上委員** 新聞を見ればわかるんですか。

**富高生活環境部長** 新聞……。

**馬場委員長** それは後で。井上委員、いいですか。

**井上委員** 関係ないといえばそれまでだろうけど、一応、知事はどう考えているかと思って、新聞記事、ちゃんとありますか。私は勉強不足で見てない。

**馬場委員長** じゃ、その新聞の資料いただけますか。

**井上委員** いや、もらってもいいんですけど、あればね。

**深津委員** 執行部のほうもなかなか答えにくい部分もありますね。要するに我々議会として、県民の代表で出とるわけだから、議員として。要するに、県民の声をいかに行政へ生

かすかということが我々の使命だというふうに私は認識をいたしております。

世論調査の中でもわかるように、過半数を超える国民、県民が、やっぱりこの集団的自衛権に対する問題意識、また、十分理解もされていない今の状況の中で、多くの方々が不安なこの問題に直面をしとるのは事実なんです。そういう事実の中で、やっぱり国のほうもしっかり把握していただきたいわけですが、県議会としてどうあるべきかという一定の方針を出すための役割として、この委員会として私は県民の声を十分に生かすということで、賛成の立場で申し上げたいと思います。

**馬場委員長** この論議は、また午後に採決ということになりますので、一応この辺で、あと知事の新聞資料ございましたら。

採決は午後、総務企画委員会の合い議結果を待って行います。

次に、県内所管事務調査結果の検討に移ります。

執行部より、説明をお願いいたします。

**富高生活環境部長** 県内所管事務調査に係る検討事項の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の先生方におかれましては、去る5月12日から6月6日までの7日間にわたりまして、生活環境部の地方機関であります衛生環境研究センター、また消費生活・男女共同参画プラザ、食肉衛生検査所、消防学校、防災航空隊、また現地では、佐伯市蒲江丸市尾の高台の避難場所、日田市天瀬の小規模給水施設などの関係施設を調査いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の調査の過程で、生活環境行政の全般にわたりまして、ご意見、ご指導をいただいたところであります。

いただきましたそれらの点につきましては、今後の行政執行の中でその趣旨を十分に反映させてまいりたいと考えておりますので、今後とも、引き続きご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、調査の際にいただきましたご意見の中から、消費生活相談の現状と課題について担当課長から報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**塩田県民生活・男女共同参画課長** 調査でアイネスにお越しいただきました折には、25年度の上半期のデータしかございませんでした。本日は下半期のデータがとりまとめられましたので、それらを踏まえまして、消費生活相談の現状と課題について、ご報告させていただきます。

資料4ページをお開きください。

平成25年度に県アイネス及び市町村で受け付けた消費生活相談件数は8,359件でございます。

相談件数の動向をみますと、図1に示しておりますように、22年度以降は8千件前後で推移しておりましたけれども、25年度は前年度に比べまして、815件、10.8%の増加でした。

増加の要因としましては、25年度上半期において、特に高齢者に対する健康食品の送りつけの相談が増加したことによるものでございます。

同じページの下図2でございますけれども、アイネスに寄せられた相談を年代別にみますと、70歳以上の方からの相談が最も多く、22.1%を占めており、高齢化の進展

に伴い、高齢者の方からの相談が増加する傾向にあります。

次の5ページをお開きください。

苦情相談内容を商品別・年代別にみますと、表1に示しておりますように、インターネット関連のデジタルコンテンツに関する相談が最も多く、これは平成20年度から、6年連続して第1位でございます。

同じページの下を表2をごらんください。

年代別にみますと、70歳以上の方は健康食品、20歳未満から60歳代の方は、デジタルコンテンツに関する相談が、第1位でございます。

次の資料6ページをごらんください。

相談がありました契約等の契約・購入金額についてでございます。

(1)にありますように、昨年度の契約・購入金額の総額は約16億8千万円、1件当たりの金額では約103万円でした。

(2)の表の中ほどにありますように、そのうち、被害回復金額は、約1億7千万円となっております。

同じページの下に記述しておりますけれども、私どもの相談員が被害回復に向けて具体的にあっせんや助言を行った件数は567件、契約・購入額は、約1億9千万円であり、そのうち、被害を回復した件数は522件、被害回復金額は約1億7千万円、被害回復率は92.2%でした。

次の資料7ページをお開きください。

市町村の消費生活相談体制についてご説明いたします。

現在、全ての市町村に消費生活相談窓口が設置されており、姫島村を除く17市町には、消費生活相談員が配置されております。

また、本年4月1日には、中津市と臼杵市におきまして消費生活センターが設置されました。現在、消費生活センターを設置している市町村は、10市でございます。

次の資料8ページをごらんください。

このような現状を踏まえまして、消費生活における課題と対策を表にまとめました。

まず、相談内容から見える課題ですが、高齢者の消費者トラブルが増加していることから、被害の未然防止のため、県では、出前講座を年間約150回行うほか、さまざまな広報媒体を活用した広報・啓発を行っております。

今年度は、出前講座などに来られない高齢者等に情報を届けたり、高齢者を見守っていただくため、民生委員対象の研修会や、高齢者と接する機会が多い福祉関係者や自治会、自主防犯パトロール隊などの方々を対象とした研修会や情報交換会を、市町村単位あるいは複数市町村単位で開催することとしております。

また、2つ目ですけれども、デジタルコンテンツ、インターネット関連の消費者トラブルが、毎年最も多いことから、県では、県民の方がインターネットを安全で安心して使用していただけるよう、ネットトラブル相談対応窓口を昨年11月から開設しており、専門家が迅速かつ的確にネットトラブルの相談に対応しています。

電話相談は平日の9時から午後4時まで受け付けておりますけれども、時間外でもファックスやメールで24時間受け付けております。

次に相談体制における課題です。市町村の消費生活センターの設置につきましては、消

消費者安全法第10条の規定では、努力義務とされております。県では、消費者にとって最も身近な相談窓口が必要であると考え、市町にも消費生活センターを設置するよう働きかけているところであります。

また、アイネスにおきましても、市町村相談員に対しまして指導・助言するスーパーバイザーを1名配置し、市町村相談員専用電話による指導・助言のほか、相談員レベルアップ研修や実地研修など市町村相談員の資質向上、相談員の養成・確保など人材育成を行い、市町村の相談体制の充実強化を図っているところでございます。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別に、ご質疑等もないので、県内所管事務調査の結果の検討を終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**富高生活環境部長** 大分県地域防災計画の修正について、ご報告をさせていただきます。

先般6月9日に大分県防災会議を開催し、大分県地域防災計画の修正案が承認されました。

なお、修正後の地域防災計画の本編につきましては、現在、細かい字句の修正等を行っておりますので、完了次第委員の皆様方には配付させていただきます。本日はA4横の概要版で説明させていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

大分県地域防災計画は、国の防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を加え、必要な修正を行うものですが、今回の修正は、昨年6月の修正に続くものです。

今回の修正の基本的な考え方ですが、昨年6月に計画を見直した後の本県の防災・減災対策の新たな取り組み、既に昨年6月以降に取り組んだ事項がございます。それを地域防災計画の中に後追いの形ですが盛り込んでおります。また、法律改正等の国の動向を反映させながら、必要な箇所を修正、追加するものでございます。

見直しは、4つの柱で構成されています。

10ページをごらんください。最初に、1つ目の柱であります、(1)南海トラフ地震・津波への実践的な備えに係るものでございます。

まず①の津波避難行動計画の策定と定期的な避難訓練による早期避難の徹底です。

昨年公表した被害想定調査報告等によりますと、南海トラフ巨大地震が発生した場合、死者数は約2万2千人と想定されていますが、一方で、早期避難率が高い場合、これは早期避難率が高い場合とは5分以内に70%の方が、15分以内にとあと30%の方が、いずれにいたしましても15分以内に全員が避難するという場合です。この早期避難率が高い場合は、死者数を約700人まで減少させることが可能とされています。

このため、県では、昨年9月に大分県津波避難計画策定指針を策定し、これに基づいて、浸水地域内にある全ての自主防災組織が、地域の実情を反映した津波避難行動計画を策定するとともに、定期的に避難訓練を行い、その内容を検証することにより、迅速かつ安全な避難行動につなげることとしたものでございます。

11ページをお開き願います。同じ柱の②として、地震・津波対策アクションプランの



策定と着実な推進についてです。

南海トラフ巨大地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、具体的な減災目標を掲げ、市町村と一体となって、ソフト・ハードを組み合わせた対策を推進していく必要があります。

こうした防災・減災対策を着実に進めていくためには、それぞれの施策に具体的な目標を設定して取り組んでいくことが必要です。

このため、県では、本年3月、死者数を約700人に抑制することを目標とした地震・津波対策アクションプラン、700人と書いてますが、これを限りなく700人、さらに限りなくゼロに近づけていくという意味でございます。これを目標とした地震・津波対策アクションプランを策定しました。減災目標を達成するために、3つの柱、27の施策、104の対策項目を設定しており、そのうち12ページに記載しておりますとおり55項目には数値目標を設定し、また13ページにありますように市町村とも19項目の目標を共有して、今後市町村と一体となって、目標達成に向けて推進していくこととしております。

14ページをごらんください。2つ目の柱としては、(2)大規模災害時の迅速な応急対策のための備えです。まず①の広域防災拠点基本構想の策定と今後の具体的な検討でございます。

東日本大震災の教訓などから、南海トラフ巨大地震のような広域大規模災害が発生した場合、自衛隊、消防、警察などの支援部隊が集結する拠点や、全国から集まる救援物資の輸送拠点となり得る、一定規模のスペースや良好な交通アクセスが確保できる場所が必要となります。

本県では、大分スポーツ公園が広域防災拠点として位置づけられていることから、当施設の防災拠点としての機能について、昨年度、防災関係機関等のメンバーで構成する検討委員会によって検討を行い、大分県広域防災拠点基本構想として、取りまとめたところであります。

これにより、大分スポーツ公園に、必要な情報収集・関係機関との調整等を行う現地調整所機能や全国からの支援部隊の集結拠点機能、救急救助のためのヘリポート・臨時医療施設機能、救援物資の集積・輸送拠点機能を持たせ、今後、必要となる設備等を具体的に検討することとしております。

15ページをお開きください。同じ柱の②として、支援ヘリコプターの効率的かつ安全な運用の確保です。

東日本大震災の際には、発災直後は、陸上からの救助活動が困難な中、全国から集結したヘリコプターが、救助や消火、物資輸送などさまざまな救助・救援活動において、大きな役割を果たしました。

しかしながら、発災直後は、ヘリに膨大な救援ニーズが発生するとともに、被災地等に多数のヘリが集中するため、これらの効率的な運用や安全確保のための、運用調整が必要となります。

そのため、県では、本年1月に、ヘリコプターの関係機関により、ヘリコプター運用調整会議を設置したところであり、平常時から、ヘリコプターの効率的かつ安全に活動するためのルールづくりを行うとともに、大規模災害時には、災害対策本部内にヘリコプタ

一運用調整所を開設し、ヘリによる活動の振り分けや安全確保のための調整を行うこととしております。

次に、16ページをごらんください。同じ柱の③として、コンビナート災害、原子力災害との複合災害時における災害本部体制の強化です。

コンビナート災害や原子力災害との複合災害時には、これらの特殊な災害に対応するための専門的かつ専従の体制を確保することが必要となります。

また、コンビナート災害においては、大分県石油コンビナート等防災本部で対応することになりますが、複合災害時には、県の災害対策本部との連携が必要となります。

このため、県では、災害対策本部体制の見直しを行い、複合災害時には、総合調整室に石油コンビナート対策班や原子力災害対策班を設置することとしております。

17ページをお開きください。次に、3つ目の柱として、(3) 平時・有事の地域防災力の強化です。

東日本大震災の際に、法制度上の課題となったもののうち、住民の円滑かつ安全な避難の確保や被災者保護対策等の観点から、災害対策基本法が改正され、これを受けて、本年1月に国の防災基本計画が修正されました。

これにより、本県の地域防災計画についても、必要な修正を加えるもので、下の枠のA～Eに主要なものを記載しておりますが、避難行動要支援者台帳の整備の義務化などを新たに計画に盛り込み、平時や有事の地域防災力の向上を図るものでございます。

最後に18ページをごらんください。4つ目の柱として、(4) 南海トラフ地震対策特別措置法施行に伴う対応です。

昨年12月に施行された、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、本県では、日田市、玖珠町を除く16市町村が地震防災対策推進地域に、大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市が津波避難対策特別地域に指定されました。

当該法律により、推進地域にある県及び市町村は、地域防災計画において、地震・津波からの防護や円滑な避難等に係る事項を推進計画として定めることとなっています。

そのため、県では、南海トラフ地震防災対策推進計画として、津波からの防護、円滑な避難の確保等の項目について定め、地域防災計画の地震・津波編の第5部に新たに位置づけたものです。

以上でございます。

**斉藤消防保安室長** 自主防災組織活性化支援センターの開設につきまして、ご説明申し上げます。

資料の最後のページ、19ページをお開きください。

地震・津波や豪雨などによる大規模災害が発生した場合に、被害を最小限に食いとめるためには、自助・共助が大変重要な役割を果たすことになります。

県では、共助の中核となる自主防災組織の活性化を図るため、市町村と連携して、活動のかなめとなる防災士の養成に積極的に取り組んでまいりました。本年4月末現在の県内の防災士数は5,321人で、自主防災組織等への防災士の確保割合は59.2%、このうち津波浸水区域内の確保割合は74.7%となっております。

本年度は、引き続き防災士の養成を行うとともに、養成した防災士が、地域の中で積極的に活動できるよう環境整備を支援してまいります。

本年4月30日には、防災士を継続的に支援するため、市町村と県が連携して、自主防災組織活性化支援センターを開設したところであります。

自主防災組織活性化支援センターの運営体制と事業内容等について、ご説明をいたします。

運営は、防災士の養成や自主防災組織の指導等実績があり、長年にわたり地域の防災活動に積極的な取り組みをいただいているNPO法人大分県防災活動支援センターに委託をして行います。

また、市町村、県、受託者の3者で構成する運営協議会を設置し、連携を密にして取り組む体制を構築しております。

事業内容ですけれども、まず、防災士養成研修につきましては、自主防災組織、学校や社会福祉施設等への防災士の確保、女性防災士の養成を主眼として、振興局単位を基本に7回実施し、約700人養成するものでございます。

なお、大分市では、事業所の防災士を約150人、また、教員の防災士を約100人養成する計画となっております。

2つ目の防災士スキルアップ研修につきましては、家具の固定や避難所の運営など実践的な研修を実施し、防災士のスキルアップを図るもので、各市町村ごとに全部で36回開催する予定としております。

3つ目の情報提供は、ホームページやメール配信を通じて、最新の防災関連情報や先進的な活動事例の情報提供、活動マニュアルや避難所運営用シートの作成・提供を行います。また、インターネット環境を有しない防災士に対しては、広報紙を作成し、情報提供を行ってまいります。

最後の相談・指導は、防災士や自主防災組織等からの相談にワンストップで応じ、必要に応じて現地に赴き指導するものでございます。

なお、臼杵市では、防災士が中心となった先駆的な活動が始まっております。昨年8月には、全国初となる女性防災士の連絡協議会が設立され、積極的な活動を行っております。また、本年5月23日には、神崎地区で防災士が中心となって企画立案いたしました夜間避難訓練が実施され、約200人が参加いたしました。7月4日には、校区ごとの13の防災士連絡協議会が連携を強化するために、臼杵市防災士会が設立される運びとなっております。

県といたしましては、自主防災組織活性化支援センターが防災士の支援拠点として十分にその役割を果たすよう、市町村や大分県防災活動支援センターと連携を密にして、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑があればお願いします

**御手洗委員** ただいま説明を受けました中で、想定する死者が2万2千人を700人に抑制ということですが、このままで700の方が亡くなるということになるんですけれども、それで、私も危険な場所に住んでいる、私もこの700人にカウントされているのかなというふうに思うんですが、そこで、今後どうすれば、ここに3つの柱、27の施策、104の対策項目がありますけれども、もっと、どうすれば、限りなくじゃなくて死傷者

がゼロになるのか、そこも含めて取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

**富高生活環境部長** 私ども700人というふうに申し上げましたが、先ほどちょっと追加してお話ししましたが、700人は決して少ないと思っておりません。これを限りなくゼロに近づけていく、そのために、ここにあります対策項目を着実にやっていく。特に津波からの避難、これを早期徹底していく。そして、私どもも住民の皆さんが早期避難をしていただければ、逃げる場所は、これは公的な役割として、しっかりそこは市町村と連携して、そこはきちっと整備してあげると。逃げることだけを呼びかけて、逃げる場所がないといったことがないように、避難場所の確保、避難ルート、避難路の整備等々、まずはそこをしっかりとやっていくことだと思っております。

それから、阪神・淡路大震災のときは津波ではございませんけれども、あれは家具の固定等、内陸部でも強い揺れがありますから、家具の固定、それから早期避難の徹底といったことをまずはしっかりと、耐震化住宅も、なかなかしかし、これは個人の住宅は難しい点がありますが、耐震化もしっかりやっていく。そういったところに力を入れていって、限りなくこれをゼロにしていきたいと思います。

**御手洗委員** 死傷者というところで、死者じゃなくて死傷者がゼロというところで、それで、まだまだその取り組みをされておりますが、避難場所が確定されていない場所もかなりあるわけですので、早急に地元と相談しながら取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**富高生活環境部長** はい。

**井上委員** これは南海トラフ地震の所掌の位置づけについては、日田市、玖珠町を除くとなっておりますけれども、津波は別として、地震等は県下一円全部ではないかということと、それと、私がいつも申しますように、上空からの災害の伝達を早くせいという話をしたんですけれども、その辺の織り込みはどうしてますかね。要するに、起きたらすぐヘリコプターから現地の写真をとって市役所なり役所なり、そういったものの屋上に落とすという方法だと伝達が早いのかなというような思いを述べたところなんですけど、その辺のところを、ほかにいい方法があれば結構なんですけど、その辺のところについてお伺ひします。

**池永防災危機管理課長** 日田市と玖珠町が推進地域に入っていない点なんですけど、これは地震で震度が6弱以上ということと、あと津波が3メートル以上、そういう要件。

**井上委員** いや、阿蘇山があるからね。だから、意外と日田のほうは阿蘇に近いもんじゃけんね、結構揺れるんですよ、私たちのところは。私たちは日田やけど。いや、本当なんですよ。阿蘇山に近い。まあ、頭に入れといてください。

**大友防災対策室長** 災害時の情報の入手ですけれども、防災ヘリだとか県警ヘリ、大規模な災害のときには自衛隊等々のヘリに飛行していただきます。で、現地をとっていただいて、それぞれ今ヘリ映像を県庁に送るような形にしておりますので、そういった形で対応していくというふうに考えております。

**馬場委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかにご質疑等もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別のないようですので、これを持ちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

〔生活環境部退室〕

**馬場委員長** 休憩の前に県外所管事務調査の件だけ先に済ませていただければありがたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

**馬場委員長** 事務局、お願いします。

〔事務局説明〕

**馬場委員長** 内容について、何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** では、大まかに今の内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

**馬場委員長** では、このように決めて進めていきたいと思っております。

なお、訪問順そのほか細部に変更がある場合は、私にご一任願います。

ここで、休憩します。

再開は、午後1時10分からといたします。

午後0時25分休憩

午後1時12分再開

**馬場委員長** それでは、委員会を再開します。

採決を保留しておりました請願42安倍内閣がすすめる集团的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について、総務企画委員会から、回答がありましたので、採決いたします。

総務企画委員会の回答は、不採択とすべきものであります。

それでは、本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

**馬場委員長** 反対の方の挙手を求めます。

〔反対者挙手〕

**馬場委員長** それでは可否同数でありますので委員長において、裁決いたします。

私は、採択することに裁決いたします。ただいま、賛成多数によって、意見書案を提出することに決定をいたしました。

多数決での決定となりましたので、議会運営申合せ事項により、賛成議員による発議をもって、案を提出することになります。

よって、案文については、本委員会終了後、賛成の議員にて、ご検討をお願いいたします。

**志村委員** それで結構なんですけど、総務企画委員会で否決されたというところの文言はどうなるんでしょうね。（「委員長報告」と言う者あり）そうですか。いずれにしても、

そのことは、経過がありますから。

**事務局** 通常の例では、その結果を参考にしたというぐらいで、総務、合い議した委員会の結果はこうであったというのは、過去は触れておりません。今のご意見でございますが、そこをというニュアンス……。

**志村委員** 通例、今までですと、同じ意見、結果といいますか、同じ結果が多いので、そういうことだと思うんだけど、今回は結果が違うものだから、その取り扱いをどのようにしたらいいんでしょうかということです。

**堤副委員長** 総務の委員長の報告の合い議の結果は、多分不採択ということで報告するでしょう——あっ、それはせんのか。合い議があったということだけか。

**事務局** いや、合い議もしません。何もしません。過去は、大体今、志村委員が言われたとおりで、何々委員会の結果も参考にいたしましたと最後に、結論を先に言って、なお、何々議案については何々委員会に合い議をし、その結果をも参考にいたしましたというのが今までだったんですが。

**堤副委員長** 僕はそれでいいと思います。

**深津委員** 異議なし。

**志村委員** 委員長のほうで。

**馬場委員長** じゃ、私のほうで。

**志村委員** 結構ですよ。

**馬場委員長** それでは次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

**志村委員** 災害対策というのはどこに入るのかな。

**馬場委員長** 消防防災に入りますか。

**志村委員** 入れればいいんだけど、災害というのが特に。

**馬場委員長** 表現を入れたほうが……。

**志村委員** 入れたほうが。

**馬場委員長** いいですね。そこの7番目に。

**志村委員** 災害対策並びに消防防災及び交通安全。

**馬場委員長** じゃあ7番目に災害対策。

**志村委員** それ大事ですね。

**馬場委員長** じゃあ7番目に災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項ということで入れてください。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** それでは、この内容で継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別に、ないようですので、これもちまして、本日の委員会を終わります。  
お疲れさまでした。